

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	継続支出の有無	
公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	病院機能評価・申込料	12,048,000	-	平成29年4月13日 5月23日 6月15日 6月27日 7月27日 8月10日 8月25日 8月29日 10月31日 11月13日 12月22日 平成30年3月22日	-	公財	国所管	随意契約を継続: 病院機能評価は当該法人のみが実施しており、病院機能向上のために必要不可欠であるため。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。